

東京成徳大学大学院心理科学研究科修士論文審査実施要領

（提出条件）

1. 修士論文を提出しようとする者は、次の条件を満たさなければならない。
 - （1） 東京成徳大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第19条及び東京成徳大学学位規則（以下「学位規則」という。）第7条第1項に定める所定の単位を、論文提出の時点において修得、または修得見込みであること。
 - （2） 中間発表を2回行っていること。原則として、第1回は3月、第2回は8月とする。
 - （3） 論文題目を所定の用紙により、研究指導教員から承認を受けて提出すること。その時期は原則として、9月末までとする。

（論文の作成）

2. 修士論文を作成し、提出するものとする。
3. 修士論文は単著とし、日本語または英語で書かれたものとする。
4. 修士論文の作成に係る詳細は、別に定める。

（論文の提出及び受理）

5. 修士論文は、学位規則第7条第3項の規定に基づき、毎年度11月30日（当日が休日の場合はその翌日）までに、所定の修士論文審査願を提出しなければならない。なお、提出された論文の受理は、研究科委員会が行う。

（論文の審査体制）

6. 修士論文の審査委員は、学位規則第10条第1項により、主査1名、副査2名の3名で構成する。
7. 主査は原則として研究指導教員とし、副査2名のうち1名は副指導教員、残る1名は心理科学研究科において研究指導を担当できる教員から選出する。ただし、審査委員のうち1名は心理科学研究科教授職の教員を含めなければならない。
8. 審査委員の選出は、研究科委員会の意見を聴いて研究科長が行う。

（論文の審査方法）

9. 修士論文の審査は、主査の総括のもと審査委員による査読及び学位規則第12条の規定に基づく最終試験により行う。
10. 前項に定める最終試験は、公開により行うものとする。

（論文の評価基準）

11. 修士論文は、学位規則第11条第1項に定める審査基準のほか、心理科学研究科修士課程のディプロマ・ポリシーに基づき、以下に掲げる評価項目について、その水準に達していると認められたものを合格として判定する。
 - ①心理学の観点からの問題意識の明確さ
 - ②課題設定の適切さ
 - ③着眼点の斬新さ
 - ④先行研究の取扱いの適切さ
 - ⑤データ（資料）の収集や処理の適切さ
 - ⑥論旨の明確性・論理性
 - ⑦表現・表記法の適切さ
 - ⑧論文構成の体系性

⑨研究倫理の配慮の適切さ

(論文の審査報告)

12. 審査委員は、論文の審査を付託された日から一定の期間内に審査を行わなければならない。
13. 審査委員の主査は、審査結果を所定の審査報告書により、定められた期日までに研究科長に報告するものとする。
14. 報告書には、論文題名、提出者名、論文概要、評価、最終試験結果、結論を明記し、末尾に主査、副査が署名するものとする。
15. 研究科長は研究科委員会に審査結果を報告し、かつ最終試験の結果と併せて可否を審議しなければならない。
16. 研究科長は、研究科委員会による審議の結果を学長に上申しなければならない。

(通報・相談窓口)

17. 学位の審査及び取得に関する疑義等に対応するため、事務局教務課に「通報・相談窓口」を置く。
18. 研究科長は前項により通報等があったときは、通報者等が不利益とならないよう配慮するとともに公正な調査を実施し、その結果を速やかに公表するものとする。

(その他)

19. 以上の条項に、例外または疑義の生じた時には、その都度、研究科委員会において議するものとする。
20. この要領の改廃は、研究科長が行う。

附 則

この実施要領は、平成11年10月1日より施行する。

附 則

この実施要領は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この実施要領は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

1. この実施要領は、2020年4月1日より施行する。
2. 前項の規定にかかわらず、2020年3月31日に在学する者から適用する。

附 則

1. この実施要領は、2022年4月1日より施行する。
2. 改正後の規程は、2022年度入学者から適用し、2021年以前の入学者については、従前の例による。

附 則

この実施要領は、2022年12月1日より適用する。

附 則

この実施要領は、2026年4月1日より適用する。